

【報告案件 1】

幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立保育所の廃止について

次の 2 園について、各園から幼保連携型認定こども園への移行に伴う保育所の廃止を
したい旨の申請がありましたので、本市としても廃止の承認をする予定となっている。

園名	申請者	所在地	廃止の期日
かんどり保育園	理事長 瀧畑 清次	平井466番地の1	H30.3.31
じろうまる保育園	理事長 楠見 良子	次郎丸107番地の1	H30.3.31

【報告案件2】和歌山保育所の移転について

資料2

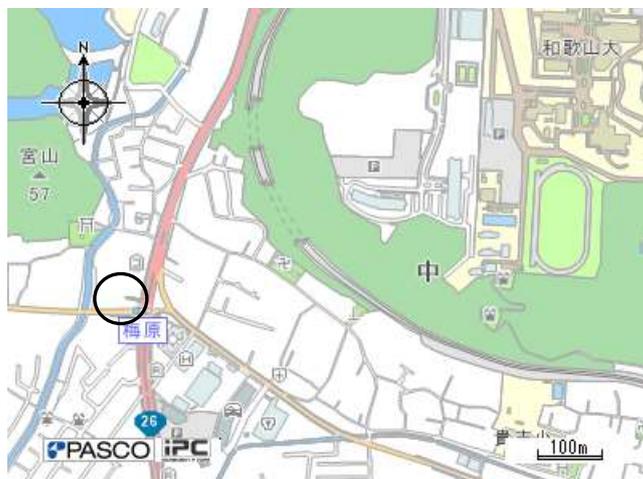
和歌山保育所から平成31年度に災害対策等のため移転する予定である旨の協議があり、本市としては移転に係る変更届出を受理する予定となっている。

	所在地	定員				ブロッ ク
		2号	3号		合計	
			1・2歳	0歳		
移転前	島橋北ノ丁1-15	60人	24人	6人	90人	1
移転後	中132番地	60人	24人	6人	90人	1

移転前



移転後



【報告案件 3】

和歌山市児童養護施設（旭学園）の移転建替について

1 公募の概要

(1) 市有地無償貸与による児童養護施設の整備・運営法人募集について

児童福祉法第41条に基づき、保護者のない児童、虐待された児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談、その他の自立のための援助を行うことを目的とする児童養護施設・和歌山市旭学園の移転・民営化により、整備・運営を行う法人を公募

(2) 移 転 場 所 和歌山市冬野654番4

(3) 土地に関する権利関係

- ・土地 和歌山市から無償貸与
- ・地籍 上記土地の内、南西部分約2,500平方メートル（別紙地図参照）

(4) 施 設 種 別 小規模グループケア型施設

(5) 施 設 定 員 45人以下

※ 本市は、小規模グループケアによる支援を基本と考えているが、他のケア単位による支援を検討する場合は要相談

(6) 事業開設日 平成32年4月1日（予定）

2 法令等の規定

- (1) 和歌山市児童養護施設条例（指定管理）
- (2) 和歌山市財務に関する条例（普通財産の無償貸与）
- (3) 児童福祉法第35条（児童福祉施設の設置）
- (4) 児童福祉法第41条（児童養護施設の概要）
- (5) 児童福祉法施行規則第37条（児童福祉施設の設置認可の申請）
- (6) 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準

(別添地図)

